

成長産業等に特化したものづくり企業の販路開拓支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

成長産業等に特化したものづくり企業の販路開拓支援事業委託業務

2 業務の目的

米国関税の影響により、発注側は競争力を維持するためにサプライチェーンの多様化が見込まれることから、受注側も既存顧客だけでなく、新しい顧客への取引拡大が必要である。岡山県の地場産業である自動車産業や、半導体などの成長産業は今後も新たな販路開拓が十分見込まれるため、成長産業の発注企業が多く集積している重点地区（関西・九州）や、航空機・船舶・宇宙機器・鉄道関連産業などの企業群において、県内受注企業のニーズや受注能力等にあわせた適切な販路開拓先（発注企業）となり得る現地企業を訪問し、発注案件を収集するとともに、県内受注企業との商談に繋げることで、県内受注企業の販路開拓を支援することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

（1）県外調査員の配置

成長産業の発注企業が多く集積している重点地区（関西・九州）に県外調査員を2名、航空機・船舶・宇宙機器・鉄道関連産業などの企業群に県外調査員を1名配置する。県外調査員の人選にあたっては、商社OBや大手企業等での勤務実績又は取引実績があるなど、業界に精通した者とする。

（2）県外調査員の業務

ア 県内受注企業の状況等把握

県内受注企業を訪問し、各社が有する設備、技術、製品など県内受注企業に関する見識を深めるとともに、各社のニーズや受注能力等の的確な状況把握に努める。

イ 成長産業の盛んな地域における現地企業の訪問、発注情報の収集及びマッチング等

各地域において、自らが持つ広域的なネットワークを活用して成長産業等を訪問し、県内受注企業の情報を提供するとともに、（ア）で把握したニーズや受注能力等に見合った発注情報等を収集、マッチングを行うとともに統括責任者を通じて発注情報等を一元化する。

(3) 統括責任者の配置

県外調査員の活動状況等を管理するとともに、各調査員からの発注情報等を取りまとめ、県内受注企業とのマッチングを行う統括責任者を受託者内に1名配置する。統括責任者の人選にあたっては、県外調査員の活動状況の把握・調整に必要な管理能力を有する者、かつ、県外調査員が収集した発注案件と県内受注企業をマッチングさせるため県内受注企業に関する知見を有する者とする。

(4) 統括責任者の業務

ア 県内受注企業の現状把握

県内受注企業を訪問し、各社が有する設備、技術、製品など県内受注企業に関する見識を深めるとともに、各社のニーズや受注能力等の的確な状況把握に努める。

イ 県外調査員の活動状況等の管理

各地域の県外調査員から活動状況を報告させるとともに、各調査員の活動をサポートする。また、四半期に1回程度、各地域の県外調査員を招集する会議を開催し、活動状況等の情報交換等を行う。

ウ 県外調査員が収集した発注情報等のとりまとめと県内受注企業とのマッチング

県外調査員が収集してきた発注情報等を取りまとめて一元化するとともに、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）と連携して県内受注企業に情報提供を行う。また、上記アで把握した情報をもとに、県外調査員と連携して各発注案件に付されている条件に合致する県内受注企業を選定し、財団が実施する個別あっせんや商談会等によりマッチングを行う。

(5) 各種商談会等への発注企業の招へい及び県内受注企業への商談機会の提供等

県外調査員と統括責任者はお互いに連携しながら、財団が実施する対面又はオンラインの方法による各種商談会等に発注企業を招へいし、県内受注企業との商談機会を提供する。

5 委託業務に関わる条件

- (1) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (3) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- (4) 委託業務の実施にあたっては県の指示に従うこと。

- (5) 委託業務の実施にあたり、受託者は毎月末時点の県外調査員の活動状況及び成立した取引案件の内容（発注企業・受注企業・内容・成約金額）を翌月10日までに県へ報告すること。

6 実績報告書等の提出

委託業務終了後、速やかに実績報告書及び収支決算書を提出すること。なお、実績報告書には次に掲げる内容を記載すること。

- (1) 訪問した企業数
- (2) 収集した発注案件数
- (3) 取引あっせん件数
- (4) 成立した取引件数
- (5) 成立した取引に関する成約金額

7 契約限度額

30,931,632円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 その他

- (1) 本事業の実施に際して知り得た企業及び個人の事実・情報等については、契約期間中のみならず、契約期間終了後も守秘義務を遵守することとする。
- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。なお、これによりがたい場合は、リース等による対応とすること。
- (3) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときや本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (4) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (5) 本委託業務内容に関しては、県の事情変更等に伴う流動的要素を含むものとし、やむを得ない事情による修正事項等が生じた場合、県と協議し契約限度額内で目的の実現に向け前向きに善処すること。
- (6) 受託者は、本事業の実施に関する一連の証拠書類について委託業務終了後5年間保存しておかなければならない。